竹堂隨筆

860
23

竹堂随筆

論辯　言辭

考索　雜事

考證　古實

帝國圖書館藏

860-23

一ノ七九

明治二八・六・一　購入

ガラス使用

860-23

論辯　言辭

孝宗　板本

奏議　古案

井忠伯記

帝國圖書館藏

購入

ガラス使用

御名のいみ字 二丁
耆婆 三丁○
四月と卯月 五丁●
四季曲節 八丁○
仏像の玉眼
近年之博士 十丁●

花くゑ 三丁
傷寒論の燒針
近年年のこう 六ウ
遊女 八丁○
白拍子微妙 九●
日蓮上人書簡

鮹じ 三丁
識嫌、 六丁
流来暮 七オ
村垣 八丁●
うるさき方 十ウ
紫来次郎 十二●

青谿書屋

帝國圖書館藏

佛名ハのほとけの號をとなふ

大威徳の號を唱ふるときハ東方に降三世、中央に、

大日大聖ミにるを口に文字を加へ、又本尊ハ忿怒本有の

如来なとの文字を入て唱ふるをいとあるまさしき[illegible]

事[illegible]の事は「なもさらいのさらし」とよぶをえらる

まんていおしくい命のなも事の新のやさしく

唱へしし天台真言さては仏家の人にはつねよきい

をにけざんひやしれさいふといふ事やありと後世に

済りまして~~書写~~鈔又出来たる家〻にいふにハ命しの
にロロのもの文字をおかしたる経をよみくだし
ゆへにふるきあやまりハ、今ハ多くそうじ読て
そのやうにかくるあり、たゞし識者ハ礼讃るとて
あるハをとそゞろし

花かつみ　鮞（こにじ）

花かつみを田字草之と云ハ非也、田字草ハ田の中に
生じて 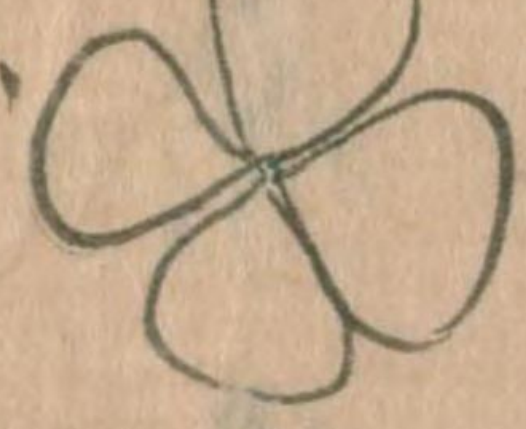 かやうなる葉を云、又説にすき実あつて
陰卑なるものにていふ、菰実を刈りして麺につくりて
食するなど云て、菰実といふを取来て見るべし今
のき、これも非也、菰実ハ一茂曲もくして
皮黒く中ハ白し、いかにも麺なとに似たるべき
味のもの、いかなる事にやおぼつかなし　行ふ
越後人ニ逢てかのなるをあめの一夜あけりハ
菰蒋（マコモ）をカツモといふ、即カツミ也といへる
さりしハ何のことや、陸奥にて在りあるに
まこもを刈るふきをかしける人の説し
花これ今もかつみハいふ、また菰蒋（カツミハ）なるを明らかなし

又曰まそヘグロと云魚を誹名人ハ

今ハ江戸にてもこれらし魚なるをと
てあまりヘグロとシビとハわけてとし
おほしてそのあぢハひもヘグロそ
よろしくシビハつらあしきを行
田舎にてハそヘグロとシビのはじめ
あるをきこえてひふるまシビといふひし
なるつし志つあれと二魚の名あ[illegible]
をといふの確よりうてハよくもおもい
えどもなほふうぬづしのこ　もいくる

い都會の
くさなる
くろがいと
ゐるみとにて
藤みする
しすすの

耆婆

天竺の名医耆婆ハ音シワなるべし耆ノ字ギの音なるを来れども誤なるべし婆もワカしかハあらん。（名義集長者篇ニ）耆婆或云耆域或名ニ時縛迦ニ云々。耆ハ或ハ時とも書りて耆音諸氏切音旨なるを知べく。波加又縛迦毘域とも通りしとも婆の加なるを知べし。縛迦の縛ハ嚩の誤りにて言説ノ加字也さとを知つべきし。されど具にハシワカといふべきし

ガラス使用

又日本にてヘグロと云魚を諸国人ハ
シビと云即鮪也、今のものハ都会の
地ならハ誤りて其名を失ひつれども今さへ多く
まハいにしへのまゝにいひつたへるからと
多くまこと、それ此かの古も片田舎なとにて
古の称ならいと多かるべし 隠るゝ
かなしくこそ

或云シビハヘグロより味おとれるもの
別なしとぞいへり

耆婆

天竺の名医耆婆ハ音シワなるべし耆字ギの
音なるを来りしかども誤なるべし婆も加なるべし加ハあやまれん。
（名義集長者篇ニ）耆婆或云耆域或名時縛迦と云ふ。耆ハ或ハ
時なと書りて耆音諸氏切音旨なるを知るべし。
波又縛迦飛域とも通りしなれど婆の加なるを
知べし。縛迦の縛ハ嚩の誤りにて言説ノ和字也
知るべし。されど具にハシワカといふべき
ことを知つべきし

比丘房内臭

僧の臭氣を坊主臭しといひて俗人の厭ふ事

実にさることにて臭し されとも四分律に

比丘房内臭佛許用香泥泥之猶臭佛言應四角

懸香とみへたり（角とは隈のことなり その説と曰し）年ごとの正月に

天下の僧尼江戸の風俗に集りて賀をなすを

拝礼殿内に充満する僧侶数千人なるに

黙しきをこゝろには僧尼いつれも衣服姿を

香しきよらかに生する浄僧尼なれども俗の臭き

さらいぬべきなれども立てあまくもの鼻にくる

きゝわれを忍ひしと云は同朋まて御坊主衆と

云ふ殿内のことはまことに宰相の又は徒士（オカチ）衆

まて取りものの奉りして見あまくものあり

この臭たびひにあふくさしといひつ鼻覆ひ

て通るも相のしをも共ひられまゝり

又そさるそつ又の百余の大衆をあつめ黙厚の衣を

出してこぶるものをとくしうは其の人とみえて生いぬ

むかしよりの俗の歌にも不潔なるものとてよ
こゝの古俗なるの浄らかなるにまぎらはしかりし
とぞ申し

柳をおしきとよむ

法苑珠林飲酒の誡り酒能乱神縦逢賜柳
亦須厳禁とありてこの柳（おしき）とは前文に君王の賜りし
ようありて柳（けり）に飲をくるゝを云。命（おしき）に柳（おしき）られて
飲しめらるゝをいふなれどもてこの柳（おしき）とくふ云ふ

近し　されぞ仰は柳の字なるや（訓は鼠の音近し　若命を舞負に近し）

焼汁

傷寒論に焼汁とこゝをなほ古今の医けれどを
知ものなし　川芎桂に灸と汁とを係せ
ぬべし　何を以てこれを知　寄陶傳上たり
火焼汁刺と見えしいれあり

帝圖

譏嫌

俗言ニ云機嫌ハ譏嫌也　僧祇律ニ出家人當ニ少事少務（九）莫下為ニ世人ノ譏嫌一失中也善福上ヲ云々　手ニ从ふハそしるところをいふなるへし（○きこえ坊主ハ撰新 篆書とても此意）

四月を卯月

卯の花さくしハ万葉よりいえ、卯花ノ歎云韻信うや於るを或人これ論じし、四月を卯月とせしいふなるへし、おのれ按ずるに、卯ハ四ノ字ニハあらためてや四字隷書にてハ卯丣なるによまりしもの能書家のならひなれど、四月を卯月なとゞかゝれつるもいつしか卯にまかへ、そのふハ卯にはおしうつりや、卯月てふ名ハいつの比よりかうつをさまりし、尋ぬへし、二月とかくも丣まですめて四よりを仁とかうしく、卯月の卯ハ四字とかくもさためかたかりし、人なへてよ

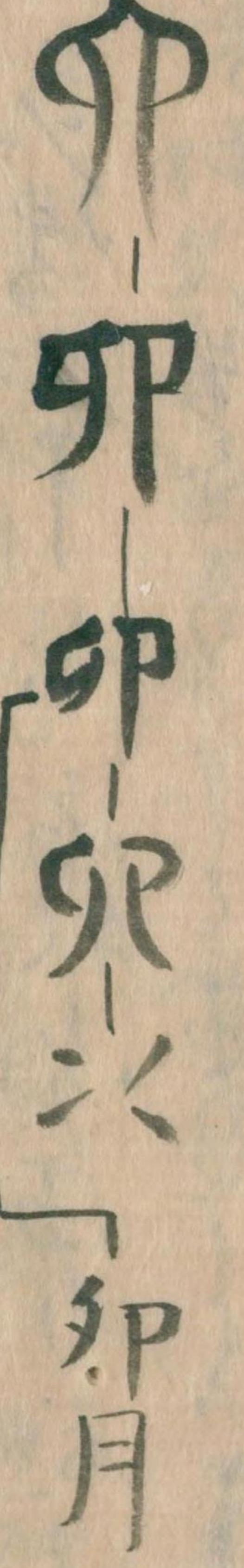

南都興福寺 延年舞の序

凡如意宝珠と申は、驪龍頷の名（明）珠也、これぞ
西隣のこめぬは、珠をさゝげて来たりし、漢家の名を得
卞和は、玉をこゝろざして遠ろ、これらときくにつけても、
まる悲てろものれとなき、霊鷲峰のくもゐは、金剛界
なれあつて、秋多羅のしきみは、浄瑠璃壇にあらし
とや、めでたかる宝塔の体、あるやれ
あるやかへ人のかるひけぞ そよんあぶらん、三返えし
ひさぐる花は 信愛のたぶさ、薫ぜざる香は至心の香、沈水
まりいとまなくそう、（椿年）老人ゆゑ八千代の栄もあるの、
みよまでも、子の日の小松をまつ取まちて、千稔の
曲を奏まるは、松風よるの音楽とかや、聖代明主にあひ
めぐれば、ゆく川の雲も散ぜし、おさまれる
代々の御代なるやれ

瀬来節

声陰枝久の梅花しくみあとくく、（木有名不同流よ）
（きのもうさこしく）人言のよみひや服そと芦頃の中をゆくに
これ舟 浪の梅も流らし嵐風、吹きけばいとゞ

その花の名をよみてこれ　一夜とゞまる契り
よろこびをまちくハかまたく年をこし、おすみしで
記もんじゆもてあんまの[illegible]や　ちちよもハ　スヨくと
呼ぶ声て、あさる千鳥の[illegible]なりや

四季曲説　時あらて君があらざる隠山
[illegible]千[illegible]新え人をも[illegible]の[illegible]路あ契りや
其[illegible]ある元年て　梅ある[illegible]や其御の
[illegible]の[illegible]を[illegible]けり[illegible]
[illegible]とふ[illegible]の[illegible]や[illegible]
あ[illegible]の[illegible]
[illegible]一[illegible]つげの[illegible]の[illegible]

老はい
このみし[illegible]とて新しや（さきひらかる[illegible]の）
あつめる[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

梅也

和歌ゆへ潤ぐく流れ月も隙を　から櫓高く
押[illegible]の烟に[illegible]　○[illegible]も[illegible]
見てそ、後[illegible]の[illegible]の夢見よ
まやつるのうち菊の、引てかさねて[illegible]き

ガラス使用

さらは人の身のうへもこゝろからなる何とも
あはれさをうたよみくうきよなる　所思はおもの
いとゞさびしきあきの月かなふけを愁ひきさしなけくこと
人もなし　くるゝや菊かたへ火の色は清
なき思ひ子こゝろきえて月のきさらし梓のうへ
らうみても室山知らし　了なしそれも一夜妻
このたびも田ト所作の引き了　みよ旅こえし
いさや契りし君こそ君

梅枕

いとひも果なば　草を中にし何と白川のころくさし
なき花となる　年の寐機ぞなかりけん

糸とゝ人いましつの愛気さえもつくる髪もとにも
遊女之有之　さあて黄金かれとや
うさを分とあらさめてつまさ丸年月をと　ひとしき
ためあめ　梅枕中に席のうへにゆりふし
年寄れば不思議も白川のころくゆもはかな
なるらん
わが黒髪も白川の水かかりのいまはぬれしも花の
さかりもそなはなし　路を人のたえぬや

玉眼始

ガラス使用

○吾妻鏡第九巻四十七丁右ニ　雲慶作

一鎮守府将軍藤原基衡（毛越寺ト云　號圓隆寺ト）建立

一此時始めて○佛菩薩ニ玉入眼此時より

例とす

白拍子濫觴

北条九代記巻三十丁、尼御臺見ニ御鞠の条ニ

建仁三年三月ヨリ（頼家御年）御坐ノ小鞠ハいよいよ興ハ

以テ盛ナリ、同夏ノ比尼御臺所頼家卿

ノ御所ニ入玉ヒ御出オハシケルヤウ、さゝ日既ニ

暮テ燈火ヲトリ酒宴ニ及ビ白拍子

濫觴トテ舞ノ上手ヲ召寄セ、判官

知康鼓ヲ打テ舞セケレバ、満座興ヲ

モヨオサレ、盃巡酒スデニ酣ナリ、知康

銚子ヲ取テ御前ニスゝミ寄

同書十一丁右ニ濫觴ノ尼ニナルヿヲ載ス

ガラス使用

こゝに之を（しるす）

ある人平和祭南男作歌ノ時

いとうつくしよろこびけるよ

大中臣能宣朝臣

あらたまる年の始の松の枝にけさ

[illegible]

南部奥福寺　正筆　筆小唱物

二反　初重　二重　三重

きみが代を○ち代に八ち代み○

ノヽヽへノ一一ヽヽへノノ

さゞれいしの○いはほとなる

ハヽへノ一指一一一一

りて○こけのむしもしまでやしれ

一穴ヽヽヽへヽヽヽ

あとおもじよ○こけのむしむしま（三反目ハコレ一ツ）（二反）

ヽへ一ドウ一一一一一一キウ

で○こけのむしもすまで

一キウ一一一一下介

南部奥福寺　南識

右寺流ハ門跡寺用

多田七ッ寺仲連傳　右號は准之唱

日蓮上人書翰

昨日粗信於須臾之書斷飛之處以古禪士之返書
減死罪一等之後處遠流以禪師之大恩也
其之微志忘此日以書述之覺賢律古日蓮義以傳之
戚亡之鏡後日之爲奇何は崇不忘報之恩
右之趣侍者中宜敷請上達乎
文永三年十月十四日
日蓮判

建長寺方丈大和尚

私按　蓮師の書建長寺なる大覺禪師へ
贈られしとて今も寫しとてあるを按ずれ
凡て此文熟見れば日蓮の時代のものにあらん、
右後世の偽造にして當時の書體を
知らる、建長寺の古縁を（をれや）皆し
そらんじ、もし然らば又有しき事とそかし
いぶかしや、

紫末濃様

一 主人着衣を着して出す時、紫末濃ハ表の袴よりはかしむるし

一 表ノ袴 先ッ花の色と差合しむるし、地して紫末濃ハ花を表にむかし、紫末濃 先主人の顔を左へひきまわし、袴の右の大口を前にしてひろけ、花の顔を左へしむるし、又花の方も左へ通り、右の左へひきまわしき右の顔を左へしむるし、物ハ右の紙にてわすま三結ひして、袴の内へ折しむるし、もし物もなくハ小を寄りますり結て袴の内へ入るへし

一 大帷 結ひし、左右を折込てひざとて袴と袖とをにて大小手のし、二手袖へ入たり頭をつけ、それを左へ引出しそつけ、中ゟも前にふたつ結ふ、物袍をはく事ハ大帷の袖の右と左の上へ折上ケ袖口を一つに主人の顔にかしめ手て、袍を着るへし

一 袍を着るハ先袍を前紐を付てひろけ手て襴の右と左へ折出し、付結て高かりにして物袍を前へ前りの表へ折、襴の折込と前袖と裾りと三所を左右へたつまて折り内へ結に、そと着るへし物大事てちく前のうしろの下の出ぬやうとても、物事

ガラス使用

あし後にしりぞき人は出し、いぶをつけ也。さて、掛角をとて
冠の前をあてゝ、笄にて後ろにて、あまりを結ひ
はしを緒の上へまはす、角のたれやうは、かさねぶを
立ておかし、それを角にまはし、形は鶴嘴の張
まして上まで廻へ、折込、あまりを入れ込、又はしを
冠はかぶり、えせて、角をおしひろげ、角差や立
すのこし、よりつくし、角の折込は、あまりはかどを
まろく、あとて、折込は丸く平にも折込べし、

一 冠笄か角とせられ、まくえせ不審なし、後より結て
冠緒を前へ廻し、右に紐の余りの方のつぶにしるす
前へおろし、さあ付、あまりを結ぶべし、とを
あまりへ見せまきこと、袖衣紋は大帷と袍との袖を作り
揃へ、袍の袖に入れ込、紅色など見ゆ（衣紋人主人）
内より外袖口の上表着をつまみ、先後の内を袖と
面あはせ三ッひぶとおの方へたてに折付、後への方
ひぶきとうてに立て折、袖の口へ折込む尤右の内袖の
衣紋者、紐後は先右の外袖の端を折入ひざまで
つまて、袖が右のひざと折、右の襟とらる左の外袖の
付は右のひざを折右のひざとまるし、

一 衣冠の時ハ指貫を着し、袍えりめしとし、袍ハ平常の

とをりまはして後の角へとりてむすひて細くなける
ひもなれハ茶入ハ緒にて結ふ。両角紐を上の方へ
引くなり。但しくみ付（紐を通し）
一おのおの小茶入袋をたゝみて上へおりてたゝむへし

○

一袖をひろげ、角紙をひつくりかへして、上の方へ折付ケ
折返りさ袖を、襟中と、角紙と三つ重ねとおり、其人の（折りとも云也、臑とも云也　こえむかとも云）
後口よりつゝミ、左右よりちかへとんぼ
物差へとりつくろひ、中の紐にて也す、後の角を立る、
ぞえ上を重ね折　前をとるへし　中へ折とめむ

後帯の事ハ、此時ハ右ニ又茶入りてつゝひ、
ろくは右手にてたくし　細く紐をとる（茶帯ハ右の方へ引き入るゝし）
角をかくしまれ近くるをも左帯の左押へりて角
上ろぞろ帯を見しし、右帯ハ左袖の帯を引きさ入れ
かたち見へり通し　又紐を右の後を結ひ
まゐ通し　結ひかゝくしめわるる結ひばしる
そのまゝ、茶の方も右を又茶ほくにいつつく
又ふり立しゝろをとりぬきて、ところをつゝに物でつ
せる
一掛衣後の事ハ、左の袖の打る時、右の

5373

縫おきしところは、袖よりつけ、他の同じく一ツあく
おく事、袖広くれて縫目の方にひふくを付け、其裏の
ごとくなる事、図 貝の口（袖口なり、貝の口の形ち如此なるべし）内へ衣の表を
衣の袖なる所衣の表を 袖口を縫くくりねりせん
されをましく、主衣服は古人の色ましありても、衣の
袖なるは 衣の表とつけたりくく大に、衣の表を袖の裏の
方の表を縫くくられまじる、縫目の袖口を内へまつくる
折返し、衣の袖の紋文なる時は衣の表を表
出すべし 袍衣 衣の如し

5
860
23

山上